

分野別情報**第15回汚染物質専門調査会議事概要**

日時:平成18年12月26日(火) 14:00~17:10

議事概要:

(1)食品からのカドミウム摂取の現状にかかる安全性確保について

・金沢大学の城戸教授及び金沢医科大学の中川教授によるカドミウムに関する講演及び意見交換が行われた。

(2)汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループにおける審議の状況の報告

●清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価について

・以下の9物質の評価書(案)について、報告が行われた。評価書(案)の一部表記を修正し、専門委員に確認した上で、食品安全委員会へ報告することとなった。

- 1)四塩化炭素
- 2)1,4-ジオキサン
- 3)1,1-ジクロロエチレン
- 4)シス-1,2-ジクロロエチレン
- 5)トランス-1,2-ジクロロエチレン
- 6)塩素酸
- 7)ジクロロアセトニトリル
- 8)抱水クロラール
- 9)塩素(残留塩素)

<参考>

1)フロンガスの原料やスプレー等の噴射剤、金属の洗浄剤として使われており、石油などから製造される物質です。水系での汚染が知られています。

2)非イオン界面活性剤を製造する過程で生成され、洗剤などの製品に不純物として含有される物質です。水系での汚染が知られています。

3)家庭用ラップ、食品包装用フィルム、樹脂製造用の原料として使われている物質です。水系での汚染が知られています。

4)、5)プラスチック製造用の原料として使われている物質です。

水系での汚染が知られています。

6)水道水の浄水処理に二酸化塩素が使用されると生じることがあります。また、同様に浄水処理に使われる次亜塩素酸の長期間貯蔵等で生じることがあります。

7)、8)水に含まれる有機物と塩素が反応してできる物質です。

塩素による浄水処理の際に生じる副生成物です。

9)水道水の浄水処理で使われた塩素化合物に由来する水道水中に残った塩素のことで、衛生的な面から、法令により、給水口で0.1mg/l以上確保することが義務付けられています。

●水道により供給される水の水質基準の設定について

・塩素酸の評価書(案)について報告が行われ、食品安全委員会へ報告することとなった。